

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第二十九条第一項の規定による環境影響評価対象事業の工事着手等の届出があったので、同条第二項の規定によって、次のとおり公告する。

平成三十年二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

事業者の氏名	広島中央環境衛生組合 管理者 高垣 廣徳
事業者の住所	広島県東広島市西条町上三永一〇七六六番地一

二 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称	広島中央エコパーク整備事業
対象事業の種類	ごみ焼却施設の設置事業 し尿処理施設の設置事業
対象事業の規模	ごみ焼却施設 三〇〇トン（一日当たりの処理能力） し尿処理施設 三〇〇キロリットル（一日当たりの処理能力）

三 対象事業実施区域

広島県東広島市西条町上三永地内及び広島県竹原市田万里町の一部

四 条例第二十九条第一項各号のうち、該当することとなった号並びにその理由及び時期

該当することとなった号	第一号
該当することとなった理由	敷地造成工事に着手したため
該当することとなった時期	平成三〇年一月三十一日